

引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費の状況

平成26年4月1日から消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

大山崎町の平成30年度一般会計当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況は、次のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分)(※2) 98,824 千円
 (歳出) 地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費 2,040,152 千円

(単位:千円)

事業名			30年度 予算額 (対象経費) (※4)	財源内訳				
国による分類 (※1)	目	事業名等		特定財源			一般財源	
				国府 支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税交付金 (社会保障財源化分) (※3)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	社会福祉事業	28,547	2,133	0	1	3,058	23,355
		福祉医療事業	45,000	21,485	0	480	2,667	20,368
		障がい者福祉推進事業	503,542	327,083	0	0	20,431	156,028
	老人福祉費	在宅福祉事業	2,354	0	0	0	273	2,081
		施設福祉事業	2,454	0	0	450	232	1,772
		老人福祉推進事業	22,393	519	0	368	2,490	19,016
		老人医療事業(※5)	155,622	3,395	0	1,282	17,477	133,468
		介護保険関連事業(※6)	333	172	0	0	19	142
	児童福祉総務費	認可外保育所助成事業	280	0	0	0	32	248
		児童手当支給事業	270,275	229,657	0	0	4,703	35,915
		母子等福祉対策事業	1,477	0	0	0	171	1,306
		児童福祉推進事業	433,003	345,230	27,400	0	6,990	53,383
	保育所費	保育所管理運営事業	1,776	946	0	0	96	734
	小計	1,665,838	941,579	27,400	119,526	66,844	510,489	
社会保険	社会福祉総務費	国民健康保険事業特別会計繰出金	77,545	54,380	0	0	2,682	20,483
	老人福祉費	介護保険事業特別会計繰出金	166,345	1,443	0	0	19,093	145,809
		後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金	31,202	23,401	0	0	903	6,898
		小計	275,092	79,224	0	0	22,678	173,190
保健衛生	予防費	予防接種事業	46,329	3,512	0	0	4,957	37,860
	保健センター費	成人保健対策事業	17,081	762	0	224	1,863	14,232
		母子保健対策事業	20,008	6,435	0	20	1,569	11,984
		健康づくり・地域医療対策事業	2,714	0	0	0	314	2,400
		健康診査事業	13,090	0	0	7,929	598	4,563
		小計	99,222	10,709	0	8,173	9,302	71,038
	合計	2,040,152	1,031,512	27,400	127,699	98,824	754,717	

※1 国による分類 社会福祉・・・児童福祉、母子父子福祉、高齢者福祉、障害者福祉など
 社会保険・・・国民健康保険、介護保険など
 保健衛生・・・医療にかかる施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など

※2 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の平成30年度予算額の17分の7に相当する額としています。

※3 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※4 事務費(特別会計への事務費繰出を含む)や人件費(職員給与費)は、予算額から除外しています。

※5 老人医療事業のうち、後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金については、社会保険に分類しています。

※6 介護保険関連事業のうち、介護保険事業特別会計繰出金については、社会保険に分類しています。